

# 企画競争説明書

業務名称：ヨルダン国ヨルダンにおけるシリア難民への平和の  
創出に係るインパクト評価

案件番号：19a00728

## 【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 特記仕様書案
- 第4 業務実施上の条件

2019年11月27日  
独立行政法人国際協力機構  
調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

## 第1 企画競争の手続き

### 1 公示

公示日 2019年11月27日

### 2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

### 3 競争に付する事項

- (1) 業務名称：ヨルダン国ヨルダンにおけるシリア難民への平和の創出に係るインパクト評価
- (2) 業務内容：「第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）」のとおり
- (3) 適用される契約約款難型：
  - (○) 成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款  
すべての費用について消費税を課税することを想定しています。
  - ( ) 業務の完了を約しその対価を支払うと規定する約款  
国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- (4) 契約履行期間（予定）：2020年2月中旬 ～ 2021年11月下旬

### 4 窓口

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部

【契約1課、大垣内 [Ogaito.Ayumi@jica.go.jp](mailto:Ogaito.Ayumi@jica.go.jp)】

注) 書類の提出窓口（持参の場合）は、同ビル1階 調達部受付となります。

### 5 競争参加資格

#### (1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

- 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者  
具体的には、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。
  - 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）第 2 条第 1 項の各号に掲げる者  
具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。
  - 3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成 20 年規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者  
具体的には、以下のとおり取扱います。
    - ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
    - ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
    - ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
    - ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。
- (2) 積極的資格要件  
当機構の契約事務取扱細則第 5 条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。
- 1) 全省庁統一資格  
令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を有すること。
  - 2) 日本登記法人  
日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。
- (3) 利益相反の排除  
利益相反を排除するため、本件業務の TOR（Terms of Reference）を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。  
具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。  
(例：特定の排除者はありません。)
- (4) 共同企業体の結成の可否  
共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とし、なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。  
共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。  
また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。
- (5) 競争参加資格要件の確認  
競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

## 6 説明書に対する質問

- (1) 質問提出期限：2019年12月4日 12時
- (2) 提出先・場所：上記4. 窓口  
注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りして  
います。

- (3) 回答方法：2019年12月9日までに当機構ホームページ上に行います。  
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

## 7 プロポーザル等の提出

- (1) 提出期限：2019年12月13日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参  
注1) 郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。  
注2) 郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。
- (3) 提出先・場所：上記4. 窓口
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写 4部  
見積書 正1部 写 1部
- (5) プロポーザルの無効  
次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。
- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
  - 2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
  - 3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
  - 4) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重な  
って同一の業務従事者の配置が計画されているとき
  - 5) 虚偽の内容が記載されているとき
  - 6) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき
- (6) 見積書  
本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）正1部と写1部を密封し  
て、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては、「コンサルタント  
等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。  
(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)
- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想  
定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
  - 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
    - a) 旅費（航空賃）
    - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
    - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
    - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
    - e) その他（以下に記載の経費）  
特になし
  - 3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。  
特になし
  - 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
    - a) 現地通貨 JOD 1 = 153.550000 円
    - b) US\$ 1 = 108.928000 円
    - c) EUR 1 = 121.071000 円
  - 5) その他留意事項（以下、例）  
特になし

## 8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点  
に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、  
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザ

ル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 業務主任者／インパクト評価 1
- b) 難民支援／インパクト評価 2

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 2.5 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件は、業務管理グループの適用対象案件ではありませんので、「若手育成加点」は適用されません。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

具体的には、評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$(\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格}) / \text{最低見積価格} \times 100 (\%)$$

最低見積価格との差 (%) に応じた価格点

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評

価を加味。

6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

## 9 評価結果の通知と公表

提出されたプロポーザルと見積書は当機構で評価・選考の上、2020年1月10日(金)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に評価結果(順位)及び契約交渉権者を通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点  
以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。
  - ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
  - ②業務の実施方針等
  - ③業務従事予定者の経験・能力
  - ④若手育成加点\*
  - ⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果の通知日から2週間以内に申込み頂ければ、日程を調整の上、説明いたします。なお、2週間を過ぎての申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

## 10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報(契約の相手方、契約金額等)を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達最適化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表
  - 1) 公表の対象となる契約相手方取引先  
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
    - ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
    - イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
  - 2) 公表する情報
    - ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
    - イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
    - ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
    - エ. 一者応札又は応募である場合はその旨
  - 3) 情報の提供方法  
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。
- (2) 関連公益法人等にかかる情報の公表  
契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

## 11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

- (1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
  - イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
  - ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
  - エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
  - オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
  - カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
  - キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
  - ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。
- (2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

## 1.2 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達監理を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定する日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関

連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

- （ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

### 13 その他留意事項

#### （1）配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

#### （2）プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

#### （3）プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

#### （4）プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

#### （5）虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

#### （6）プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

##### 1）調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>）

##### 2）業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

（URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)）

## 第2 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

- (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力
  - 1) 類似業務の経験  
注) 類似業務：インパクト評価にかかる各種業務
  - 2) 業務実施上のバックアップ体制等
  - 3) その他参考となる情報
- (2) 業務の実施方針等
  - 1) 業務実施の基本方針
  - 2) 業務実施の方法
    - 1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下として下さい。
  - 3) 作業計画
  - 4) 要員計画
  - 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容
  - 6) 現地業務に必要な資機材
  - 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
  - 8) その他
- (3) 業務従事予定者の経験、能力
  - 1) 業務管理体制の選択  
本案件では、業務管理グループ（副業務主任者の配置）の適用を認めません。
  - 2) 評価対象業務従事者の経歴  
評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。
    - 業務主任者／インパクト評価1
    - 難民支援／インパクト評価2各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。  
【業務主任者（業務主任者／インパクト評価1）】
    - a) 類似業務経験の分野：インパクト評価にかかる各種業務
    - b) 対象国又は同類似地域：全途上国
    - c) 語学能力：英語
    - d) 業務主任者等としての経験【業務従事者：担当分野 難民支援／インパクト評価2】
    - a) 類似業務経験の分野：難民支援及びインパクト評価にかかる各種業務
    - b) 対象国又は同類似地域：全途上国
    - c) 語学能力：英語

### 2 プロポーザル作成上の条件

#### (1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。
- 注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。
- 注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。
- 注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。
- 注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。
- 注6) 通訳団員については、補強を認めます。

## (2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

## 3 プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

別紙：プロポーザル評価表

別添：プレゼンテーション実施要領

## プロポーザル評価配点表

評 価 項 目	配 点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	-	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	(50)	
<b>(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価</b>	(50)	
	<b>業務主任者 のみ</b>	<b>業務管理 グループ</b>
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／インパクト評価 1</u>	(27)	( )
ア) 類似業務の経験	10	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	
ウ) 語学力	5	
エ) 業務主任者等としての経験	5	
オ) その他学位、資格等	4	
② 副業務主任者の経験・能力：	( )	( )
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) 業務主任者等としての経験		
オ) その他学位、資格等	-	
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(7)	( )
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	7	
イ) 業務管理体制	0	
<b>(2) 業務従事者の経験・能力：<u>インパクト評価 2</u></b>	(16)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	3	
エ) その他学位、資格等	3	

## プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。

1. 実施時期： 12月19日（木） 10:00～12:00  
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）
2. 実施場所：当機構本部（麹町） 208 会議室
3. 実施方法：
  - (1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
  - (2) プロジェクター等機材を使用する場合は、競争参加者が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置にかかる時間は、上記(1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
  - (3) 海外在住・出張等で当日当機構へ来訪できない場合、下記のいずれかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、「電話会議」による出席を優先してください。
    - a) 電話会議  
通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から当機構が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。
    - b) Skype等のインターネット環境を使用する会議  
競争参加者が、当日プレゼンテーション実施場所に自らが用意するインターネット環境・端末を用いてのプレゼンテーションです。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

注) 当機構在外事務所の JICA-Net の使用は認めません。

以 上

## 第3 特記仕様書案

### 1. 背景・経緯等

国際的な援助の潮流では、SDGsの開発目標が共有される中で、援助の質の向上を目的に、事業（プロジェクト・プログラム）の介入効果をより精緻に測定し、成果の有無・程度を検証する「インパクト評価」手法への取り組みが強化されつつある。

JICAにおいてもインパクト評価を推進し、対外発信や事業介入の有用性及び事業運営プロセスとの整合性を検証し、具体的には、保健教育分野等でインパクト評価を実施してきた。

一方、JICAの難民支援事業は、難民だけではなく、難民を受入れるホストコミュニティ双方への支援が特徴であるが、難民及びホストコミュニティにどれほどの事業効果を生んだかは、事業終了後のDAC評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）を用いた事後評価での確認に留まっており、精緻な効果検証まで至っていない。

そこで、難民及びホストコミュニティの住民双方への効果について定量的に検証し、類似事業への教訓・提言の抽出を目的に、今般、ヨルダン国「第二次北部地域シリア難民受入コミュニティ水セクター緊急改善計画」（以下、「本プロジェクト」という）を対象にインパクト評価を実施することとした。

### 2. 業務の目的

ヨルダン国では2011年のシリア難民発生以降、大量のシリア難民の流入により水問題が深刻化している。シリア難民の多くは難民キャンプではなくヨルダン人の居住するコミュニティ内で生活しているため、限られた水資源をめぐる給水事情が悪化し、シリア難民とヨルダン人の間で軋轢が生じている地域もあると言われていたことから、双方の平和創出を目的に本プロジェクトが実施された。

本インパクト評価では、①本プロジェクトの介入は、実際に双方の平和創出に寄与したのか、その効果を定量的に明らかにすること、②その結果を通じた類似案件へのフィードバックの抽出を目的とする。

### 3. 業務対象国・案件

本業務は次のリストにある国・案件を対象として実施する。

	国名	スキーム	案件名
1	ヨルダン・ハシェミット王国	国際機関連携無償（UN連携／UNOPS実施）	「第二次北部地域シリア難民受入コミュニティ水セクター緊急改善計画」

#### （1）事業目的

シリア難民が多く流入するヨルダン・ハシェミット王国北部のイルビッド県ハワラ地区において、配水管網の改修等を行うことにより、漏水量の削減及び給水圧の適正化を通じた上水道サービスの改善を図り、もって平和創出に向けた同国の安定の維持に寄与するもの。

#### （2）供与額：24億1,200万円

### (3) 追加支援内容

2019年10月現在、先方政府の急激な財政悪化により対応が困難となっていた各戸接続に関する追加支援を検討している（2019年から2022年にかけて実施予定）。

(4) 対象地区：ヨルダン国イルビット市のハワラ地区（2.3万人）、サリエ地区（4.8万人）

## 4. 業務実施方針および留意事項

### (1) 評価設問

・ヨルダン・ハシェミット王国北部のイルビッド県ハワラ地区において行った漏水量の削減及び給水圧の適正化を通じた上水道サービスの改善は、シリア難民及び現地のヨルダン人の関係性が悪化しないこと<sup>1</sup>に寄与しているか。

### (2) 業務実施体制

- ・実施主体：JICAヨルダン事務所、JICA評価部
- ・技術支援（評価デザインの設計、データ分析等）：JICA評価部
- ・データ収集・データベース作成：現地コンサルタント

### (3) 評価概要

- ・本プロジェクト対象地区のシリア難民のうち、各戸接続対象者を介入群とし、ランダムサンプリング、マッチングもしくはDID<sup>2</sup>の手法を用いた統制群と比較して、現地ヨルダン人との関係性に差が生じているか検証する。なお、関係性に関しては、既存の論文や国際機関および他ドナーの報告書等から妥当と思われる心理尺度を引用し、複数の質問を被験者に行うことで、得点化する。
- ・本プロジェクトは、現地住民のヨルダン人も対象者として含まれているところ、上記のシリア難民と同様、ヨルダン人の各戸接続対象者を介入群とし、ランダムサンプリング、マッチングもしくはDIDの手法を用いた統制群と比較して、シリア難民との関係性に差が生じているか検証する。
- ・インパクト評価は上記の2つを対象とするが、データの利用可能性、予算やスケジュールの制約で双方の実施が難しい場合は、シリア難民のみの調査とする。

### (4) 調査項目

上記評価を実施するために、以下の調査項目を想定している。

- 介入：世帯毎の各戸接続の有無を既存データもしくはヒアリングで確認
- アウトカム：シリア難民からみたヨルダン人への、また、ヨルダン人からみたシリア難民への関係性の認識について、心理尺度を用いて、シリア難民およびヨルダン人の世帯構成員にヒアリングをし、その結果を得点化。具体的な心理尺度については、プロポーザルで提案すること。

<sup>1</sup> 事業の目的としては、「平和の創出」が掲げられているが、インパクト評価で検証可能な具体的なアウトカムとするため、「平和の創出」を「関係性が悪化しないこと」と定義する。

<sup>2</sup> DIDを採用する際には、別途必要となるベースライン調査を実施する。

- コントロール変数：家計収入、家計人数、教育水準等の既存データ。その他、コントロールすべき変数があれば、プロポーザルで提案すること。

なお、最終的な介入及びアウトカム、コントロール変数については、JICAヨルダン事務所及び評価部と協議の上、決定する。

#### (5) 調査デザイン

「5. 業務の内容」で提示の業務量の目途の中で、上記の目的に最も叶う、インパクト調査デザイン（サンプルサイズ、心理尺度（複数の案を提案可）、現地調査補助員の活用方法、効果量の目安、既存データソース等）をプロポーザルで提案すること。

## 5. 業務の内容

本調査においては、下記のとおり計2回の現地調査実施を想定する。

上記、「1 背景・経緯等」、「2. 業務の目的」および「4. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、以下に示す業務の内容について、効率的・効果的に業務を実施するために必要な調査方法・手順等を国内準備作業・現地調査および国内分析ごとに具体的にプロポーザルで提案すること。

#### (1) 国内準備作業

- ・ 既存の文献・報告書（「北部地域シリア難民受入コミュニティ水セクター緊急改善計画」を含む。）をレビューし、プロジェクトの全体像を把握し、対象案件の実績等を整理する。
- ・ 評価枠組みについて、調査全体の方針、調査項目、方法、想定される母集団、想定されるサンプリングフレーム、サンプリング方法、サンプルサイズ、調査対象地、調査対象者、について整理し、評価方針として纏める。
- ・ 現地調査説明用資料の作成

#### (2) 第一次現地調査

- ・ 事業対象地域の状況確認
- ・ 評価の対象者（介入群及び統制群）の設定
- ・ エンドライン（DIDを行う場合はベースラインも含む）の調査の項目、方法に係る関連データの収集
- ・ 先方政府関係者に対する評価活動の説明・了解取り付け
- ・ 統計局等の既存データの収集
- ・ データ収集委託先調査（ローカルコンサルタント（ヨルダン統計局を想定）、大学等）
- ・ 水使用状況の確認（対象サイト数はプロポーザルで提案すること）
- ・ 質問票作成等
- ・ （ベースライン調査を実施する場合）ローカルコンサルタントへの調査指導（その後、ローカルコンサルタントによりベースライン調査を実施）

#### (3) 第一次国内分析

- ・ 第一次現地調査を踏まえて、情報の整理、データクリーニング、分析方法を決定し、調査計画書として纏める。

(4) 第二次現地調査

- ・ ローカルコンサルタントへの調査指導
- ・ 介入群、統制群への調査の実施
- ・ 第一次国内分析を踏まえ、最終報告書を作成するために必要な調査、協議、情報収集

(5) 第二次国内分析

- ・ 第二次現地調査を踏まえて、必要に応じた追加の情報収集を実施する。
- ・ 評価報告書（案）の作成  
国内作業、現地調査の結果を総合的に分析し、原則20ページ以内の評価報告書を取りまとめ、JICA評価部に提出する。

6. 成果品

最終成果品作成までの手順と提出すべき途中成果品は以下のとおりとする。

		初稿の提出目安	言語・部数	記載事項
ア	評価方針	2020年3月中旬	和文1部	・ 調査団の構成 ・ 全体スケジュール ・ 現地調査計画（日程、訪問予定先） ・ 案件概要
イ	質問票及び調査計画書	2020年10月下旬	和文1部	・ 調査方法、調査項目、対象者 ・ 質問票の作成
ウ	評価報告書	2021年6月下旬	和文1部	・ インパクト評価結果の詳述（原則20ページ以内）
エ	収集資料	2021年10月下旬		・ 収集した資料（可能な限りデータにして提出すること） ・ 収集資料リスト

評価報告書（最終版）の提出部数、提出時期、及び記載事項は以下のとおりとする。

		提出時期	言語・部数	記載事項
ア	電子版評価報告書	2021年10月上旬	和文・英文各1部。 ワード版はメール送付可。	評価報告書（最終版）を電子データとしたもの。ワードファイル版も含む。

以上

## 第4 業務実施上の条件

### 1. 業務工程

2020年2月から業務を開始し、2021年11月の終了を目途とする。

### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

#### （1）業務量の目安

約 2.5人月（M/M）

（現地1.3M/M程度 国内1.2M/M程度）

#### （2）業務従事者の構成（案）

本調査には、以下に示す分野を担当する業務従事者の配置を想定しているが、競争参加者は、業務内容を考慮の上、適切な配置をプロポーザルで提案すること。

- 1) 業務主任者/インパクト評価1
- 2) 難民支援/インパクト評価2

#### （3）業務工程計画（案）

項目	2020年												2021年										
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	
契約																							
事前準備																							
第一次現地調査 (*1)																							
現状調査（介入前） （ローカルコンサルタントによる実施を想定）																							
国内分析																							
現状調査（介入後） (*2) （ローカルコンサルタントによる実施を想定）																							
第二次現地調査																							
国内分析																							
報告書作成																							
履行期限																							

国内作業
  現地作業
  現地作業（ローカルコンサルタント）
  報告書等作成
  最終成果品

\*1 本インパクト調査の対象となる追加支援の詳細計画が2020年1月から3月まで実施予定のため、同詳細計画の結果を踏まえ、追加支援のスケジュールの確認、今後の調査方針に関する事務所、先方実施機関、UNOPSへの説明・協議を行う想定。

\*2 追加支援のコンポーネントのうち、最も早く完了するロットが2020年12月であるため、2021年1月頃から成果確認のための現地調査を行うことを想定。

### 3. 現地再委託

現地再委託を想定しているインパクト評価のデータ収集に係る現地調査については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関（ヨルダン統計局を想定）に再委託して実施すること。

なお、ローカルコンサルタントの業務量は3.27M/M程度を目安とする。

現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」（2017年4月）に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

### 4. 関係者との連絡

先方関係機関、以下のJICA事務所およびJICA評価部との連絡を緊密に行い、調査進捗状況の報告に当たっては、資料を用いて効果的・効率的な報告となるよう配慮する。なお、実施機関等相手国関係機関やJICA事務所に対する面談や会議の手配については、原則、受注者が行う。

対象国	事務所
ヨルダン・ハシェミット王国	ヨルダン事務所

## 5. その他

### (1) 安全管理

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。現地調査期間中は安全管理に十分留意する。また、現地調査実施前に、渡航地域の最新の治安状況を確認し、調査実施に必要な安全対策に変更がある場合はJICAに相談を行い、必要な安全対策を講じる。現地の治安状況については、在外公館および関係するJICA事務所において十分な情報収集を行うと共に、現地調査時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行う。また、JICA事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等についてJICA事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。

### (2) 不正腐敗の防止

本業務調査の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行う。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談する。

以上